

25長寿第55504号
平成26年 2月17日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所
指定（介護予防）特定福祉用具販売事業所

} 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する
行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

標記について、別添のとおり、厚生労働省老健局より通知がありましたので、お知らせします。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）の趣旨を踏まえ、各事業所において適切に対応いただくようお願いします。

なお、指定（介護予防）福祉用具貸与事業に関して、消費税率の引き上げに伴い、重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）の内容（利用料金）に変更が生じる場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第205条（同基準第8条準用）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第276条（同基準第8条準用）の規定に基づき、あらかじめ、利用者等に対し、重要事項説明書（変更部分のみでも可）を交付して、説明を行い、同意を得ておく必要があります。

同意を得る方法は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、可能な限り書面（署名・押印等）によることが望ましいものですが、書面により同意を得ることが困難な場合には、各事業所において、適切な方法により利用者から同意を得たうえで、サービスの提供を行うようお願いします。

【問合せ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
TEL 087-832-3269
FAX 087-806-0206